

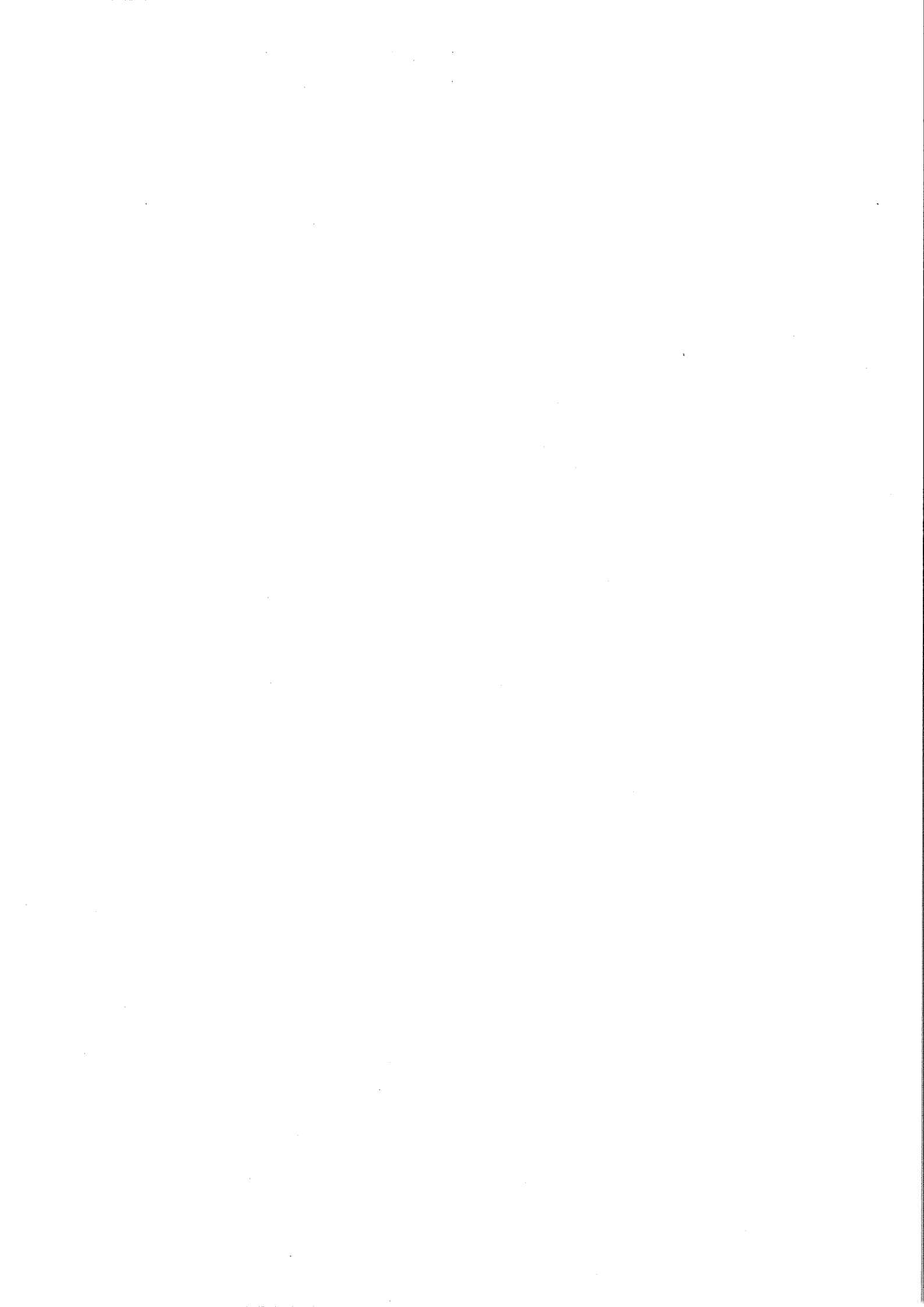
認 第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年7月13日提出

野田市長 鈴木 有

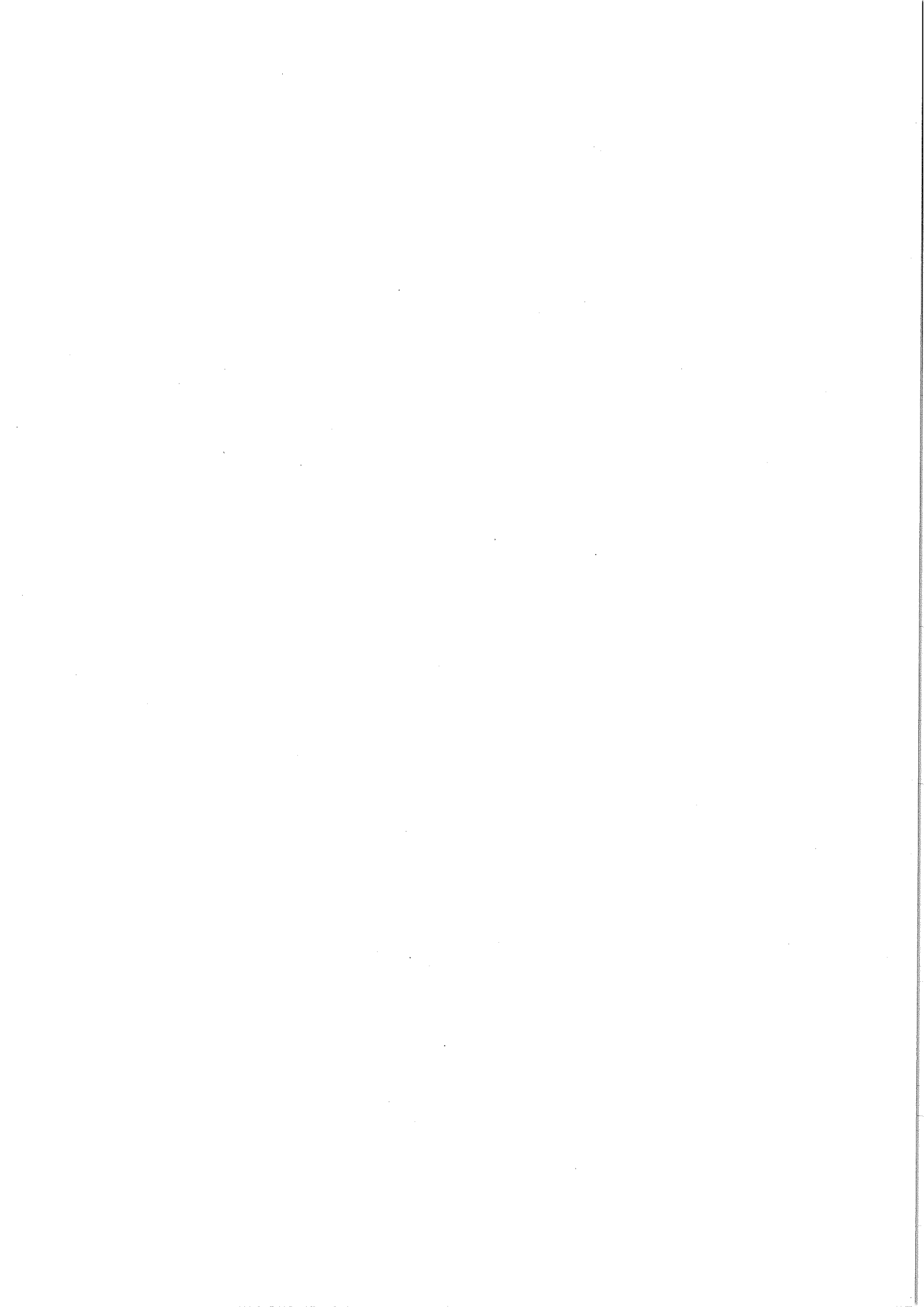


専 決 処 分 書

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月20日

野田市長 鈴木 有



野田市条例第26号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表を次のように改める。

手数料の種類	金額
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付（国外への転出に係る個人番号カードの返納後の再交付の場合その他の再交付がやむを得ないと市長が認める場合を除く。）	1件につき 800円

附 則

この条例は、令和2年5月25日から施行する。

参考資料

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和 51 年野田市条例第 4 号)

改 正 案		現 行	
別表(第 2 条第 1 項) 1・2 (略) 3 個人番号関係手数料		別表(第 2 条第 1 項) 1・2 (略) 3 個人番号関係手数料	
手数料の種類	金額	手数料の種類	金額
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)第 28 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成 26 年政令第 155 号)第 15 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付(国外への転出に係る個人番号カードの返納後の再交付の場合その他の再交付がやむを得ないと市長が認める場合を除く。)	1 件につき 800 円	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)第 11 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 7 号まで又は第 9 号の規定に基づく通知カードの再交付(国外への転出に係る通知カード又は個人番号カードの返納後の再交付の場合その他の再交付がやむを得ないと市長が認める場合を除く。)	1 件につき 500 円
		2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第 28 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成	1 件につき 800 円

<p>4～11 (略)</p>	<p>26年政令第155号)第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付(国外への転出に係る個人番号カードの返納後の再交付の場合その他の再交付がやむを得ないと市長が認める場合を除く。)</p> <p>4～11 (略)</p>
-----------------	--